

## パイパウダー(泥足)裁判所について

荒井政治

中世ヨーロッパの市には、そこに起つた紛争を解決するために商事慣習法廷が附設されていた。この種の商事法廷をイギリスではパイパウダー裁判所(court of piepowder)という奇妙な言葉で呼んでいる。邦語では「泥足裁判所」とか「埃足裁判所」などと訳されている。この名称の由来については後述にゆずつて、先づ市について一言しておきたい。

中世ヨーロッパの経済生活において市が重要な存在であつたことは更めていうまでもない。このことはイギリスにおいても例外ではなく、市は重要な経済制度であつた。例えばリプスは「中世においては国内取引の多くは大市(faire)および週市(market)でなされたのであつて、それらの発展と組織は中世商業の発達において重要な一章を占めている」といい、またヨークシャーの市について、かなり詳細な研究を発表した K.L. McCutcheon は「都市の発達にもなつて商店経営が発展するまでは、大市は商業界―地方的、国家的、國際的の―における最も重要な行事であつた。社会の凡ゆる階層のものが日常の必要を充たすために地方の大市を訪れた。中世から一八世

パイプダー(泥足) 裁判所について(荒井)

二

紀末までの日記、農場経営簿、書簡、その他家事記録などは、すべて一年の生活において大市が重要な役割を演じたことを立証している。凡ゆる地位、凡ゆる階級のものが大市を必要とした。司教、修道院長、領主、ジェントリ、ヨーマン、はては農民に至るまで、毎年自ら大市に赴くか、または代理人をやつて食料や香料、身につける皮革製品や織物、舶来の贅沢品、四旬節のための塩漬魚、自らの乗馬、武器、礼服、娘の装飾品を買つた。大ていの大市は家畜や地方の生産物を販売するため農業に基礎をおいていた。したがつて大市は、しばしば季節的に開催され、聖マーティン祭には塩漬用の「肥えた家畜」(事実そうであつた)、或は刈とつた羊毛が売出され、それぞれの大市がそれぞれ異つた種類の生産物を提供した。そして殆ど凡ゆるものが大市で買うことができ、大市以外では殆ど何も買うことができなかった<sup>(2)</sup>という。もしこれが実情であつたとすれば大市や週市の全盛期であつた一二、三、四世紀から、下つて産業革命の前夜に至るまでの数世紀にわたつて、それがイギリス経済の発展に及ぼした影響はこれまで一般に考えられている以上に大きなものではなかつたであろうか。イギリスにも「四大大市」<sup>(3)</sup>(four fairs)のごとく、ただに国家的に重要であつたのみならず、フランスのシャンパーニュやリヨンのごとく国際的に知られた大市もあつた。しかしこれら四大大市は地域的に何れも南部にみられたものであるが、北部も入れて、全般的の、そして規模としてはもつと中小規模の大市の消長を追跡してゆけば或は中世は勿論、近世経済史にとつても貢献するところは決して少なくないと考えられる。しかし正面から大市を扱つた文献は案外少い。一九世紀には Walford や Morley による研究があるが、これらは経済史的研究ではなく、また今世紀に入つてからは大市一般を扱つた研究は一九三六年に出版された R. W. Muncey, *Our Old English Fairs* まで現われなかつた。周知のように近年、地方史研究の盛況は全ヨーロッパ的現象となつており、この傾向はイギリス地方史の研究においても

全く同様であるが、しかし経済史の面から地方の大都市を扱った文献は——例えば Tupling や McCutcheon その他の研究<sup>(5)</sup>があるとはいえ——未だ決して多くはない。

それら大都市の経済史上の問題については将来なるべき課題として暫らくおき、ここでは大都市の一面面を、そこに附設された商事慣習法廷である「パイパウダー裁判所」を通じて紹介してみようと思ふ。

註 (1) E. Lipson, *The Economic History of England*, vol. I, p. 221.

(2) K. L. McCutcheon, *Yorkshire Fairs and Markets to the end of the Eighteenth Century*, 1940, p. 13.

(3) 有名な 'four fairs' といふ Sturbridge, near Cambridge; St. Bartholomew, Smithfield; St. Ives; St. Giles, Winchester の大都市をいふ、このほか St. Bartholomew の大都市はロンドン随一のものであり、Sturbridge の大都市はノッキリス最大のものをあげた——W. Addison, *English Fairs and Markets*, 1953, pp. 32—53; McCutcheon, *op. cit.*, p. 1.

(4) C. Walford, *Fairs, Past and Present*, 1883; H. Morley, *Memoirs of Bartholomew Fair*, 1874.

(5) C. H. Tupling, 'The Origins of Markets and Fairs in Medieval Lancashire'; in *Transactions of the Lancashire and Cheshire Antiquarian Society*, vol. 49; Tupling, 'An Alphabetical List of the Markets and Fairs of Lancashire recorded before 1701', in *Transactions* vol. 51; Tupling, 'Lancashire Markets in the Sixteenth and Seventeenth Centuries', in *Transactions* vol. 58; McCutcheon *op. cit.*

なお定期市に関する文献は近年出版された W. プディンスンの前掲書の巻末に網羅的に示されている。

## 二

パイパウダー裁判所は定期市 (markets, fairs) に集まる旅商人——wayfaring merchants, dusty-footed men すなわち pedlars——の間の紛争を解決するために設けられたもので、「英法上知られてゐる最下級の裁判所であ

パイパウダー (泥足) 裁判所について (荒井)

パイパウダー(泥足)裁判所について(荒井)

四

ると同時に、最も迅速な裁判の行われる裁判所<sup>(1)</sup>(Blackstone)であった。この裁判所に関する研究資料としては各地方法廷の法廷記録やその他の地方文書などがあるが、稀には例えばヘン・ジョンソンの喜劇 'Bartholomew Fair' (1623) やデフォーの旅行記 'Tour through Great Britain' (1724) などのような文学書の中にも見出すことができる<sup>(2)</sup>。しかし、われわれが利用しようとする最も良い史料は Selden Society によって刊行されたセント・アイヴズ大市のパイパウダー裁判所記録である。その一部は F. W. Maitland ed., *Select Pleas in Manorial and Other Seigniorial Courts*, 1889. の中に収められており、そして更にまとめた記録は G. Gross ed., *Select Cases concerning the Law Merchant*, A. D. 1270—1638. vol. 1, 1908. の中に収められている。後者はパイパウダー裁判所記録(一二七〇—一三二四年)の最も優れたコレクションであると共に、それに附された編者グロスのイントロダクションは商習慣習法廷に関するスタンダード・ワークとされている<sup>(3)</sup>。したがってここにパイパウダー裁判所の概要を紹介するに当たっても主としてC・グロスの研究に依拠しているわけである。ただここで予め注意しておかねばならぬことは、ここに述べるのはパイパウダー裁判所の一つの典型にすぎないのであつてイギリスの何れの地方においても同じようであつたと解してはならないことである。というのは例えば北部においては実状は次のようにかなり異つていたからである。

「大市の認可は、たといそうした大市裁判所 (fair-court) の設置に関して何ら明白に言及しておらない場合においても、同時に大市裁判所の認可をも意味するのが法律上の大前提である。この前提が事実であることは毫も疑いのないことであるが、大市のさいに開廷された同裁判所の記録はヨークシャーでは極めて稀である。そしてウェイクフィールドの領主裁判所 (Court Leet) のごとき外部の裁判所が、本来大市の裁判所に属すべき訴訟を取扱つて

いるのを時に散見するのが実状である。したがつて恐らく實際は法理論の通り厳格に行われたのではなかつたであろうし、また大市領主も必ずしも常に大市の裁判所を開廷したわけではなかつたであらう。<sup>(5)</sup>」

次に一九世紀の初めに出版された William Cruise の 'A Digest of the Laws of England respecting Real Property', London 1804. から関係箇所を引用してみよう。

88 国王が大市或は週市を認可する場合、認可を受けた者はそれに関して何ら明記するところがなくとも、当然付帯する権利としてパイパウダー裁判所と呼ばれる登録裁判所 (a court of record) をもつことになる。それは裁判の促進と迅速、並びに大市或は週市の維持・存続のために設置するものである。

89 大市或は週市の所有者および支配者は、すべての商品が正当な秤と物差で以て販売されているかどうかを監視すべきである。そのために彼らは大市吏或は週市吏 (a clerk of the fair or market) を任命して、凡ゆる度量衡の検査や許可に当らせることができ、かつ、この市吏の義務に対しては正当にして相当な手数料を徴する権利が与えられている。

90 市場税 (3c) 徴収権は通常、大市或は週市に付帯して与えられている。もつとも市場税徴収権の与えられていない例も多い。そのような場合は自由大市或は自由週市 (a free fair or market) と呼ばれる。というのは市場税は大市或は週市に付帯する権利ではなくて、国王の特許または取得時効によつて、はじめて生ずる権利だからである。したがつて、もし市場税が不当である場合には無効となるであらう……。<sup>(6)</sup>」

またコークの「イギリス法注釈」Sir Edward Coke, Institutes には次のような記述がある。

「この裁判所はどの大市や週市にも付帯するものである。……これはステュワードの下に開かれる登録裁判所で

パイパウダー (泥足) 裁判所について (荒井)

パイパウダー(泥足) 裁判所について(荒井)

六

あつて、そこが管轄する裁判権は四項目からなつてゐる。すなわち(1)契約或は訴訟の原因は当該大市や週市の期間中に生じたものであつて、それ以前のものであつてはならない。(2)当該大市或は週市に關して起つたことからについて告訴をうけ、審理し、裁決すべきこと。(3)当該市場区域内で起つたことからに限ること。(4)原告はエドワード四世治下第一七年第二号の法律に從つて宣誓しなければならぬ。しかしそれは被告を拘束するものではない。<sup>(8)</sup>以上の引用によつて大市に設けられた簡易裁判所たるパイパウダー裁判所が大体どのようなものであるかが分つたのであるが、次にこの裁判所のもつ奇妙な名称の所以について述べてみよう。

‘piepowder’ (‘piepouderes’, ‘pede pulversoi’)なる名称がその裁判所に冠せられたことについては、「埃まみれの足」‘dusty feet’<sup>(9)</sup>とさう意味のフランス語‘pieds poudreux’<sup>(10)</sup>とスコットランド語の‘dustifute’<sup>(11)</sup>とを結びつける理論が最もよく通用してゐる。この二つの言葉はともに一つの場所から他の場所へ商品を販売する人、すなわち行商人<sup>ペドラー</sup>を意味する。サー・エドワード・コークは、訴訟当事者の足から埃が落ちると同じくらい迅速に裁判が行われたところからこの名称が生まれたとしてゐるが、そうではなく、この裁判所に常に入出入するのは市を巡歴する商人であり、彼らは埃まみれの足のまま出廷したことから、かようなニックネームが付けられ、それが一般に広まつて遂に正式の裁判所の名称となつたのであらうといわれる。<sup>(9)</sup>大陸においては、‘Piepouderoux’<sup>(10)</sup>という語は、ときに商人の意に用いられることもあつたが定期市の法廷の意味に用いられることはなかつたようである。<sup>(11)</sup>

アングロサクソン時代には商業は実際上は ‘burhs’<sup>(11)</sup>—すなわち国王の平和 (king’s peace) によつて特別に保護された安全な場所—で開催される大市に限られていた。国王はこの保護に対する報酬として市場税 (toll) を徴収した。この市場税徴収権は他の政治上の諸権利と同じように特定の臣下に譲与された。かくて大市の開催権と市場税

の徴収権は一種の「特権」となるに至つた。これらはすべてイギリスの場合も大陸の場合と何ら異るところはない。ノルマン征服以後、大市および週市の認可のあるものには特に領主裁判権 (sac and soc) を包含する旨明記されるようになる。例えば征服王ウィリアムはソーンニーのセント・メアリ (St. Mary of Thorney) の教会にヤックスレー荘で週市を開催する特権を授けると共に、「領主裁判権と市場税徴収権」(sac and soc and toll) を認可してゐる。<sup>(12)</sup> また William Rufus がウィンチェスターの司教にセント・ジャイルズ (St. Giles) の大市開催権とともに賃料徴収と裁判権 (redditus et iustitias suas) を認可し、これをヘンリー一世が確認した旨がエドワード三世のある特許状に示されている。さらにヘンリー一世がノーリッチの司教 Herbert Losigna に与えた特許状、一一〇年ラムゼーの僧院にセント・アイヴズの大市(復活祭後の月曜日に始まり八日間開催される)を認可した特許状など何れもそれと共に裁判権が附与されていた。このことはヘンリー一世の時代には、裁判所を設置することは大市の開催権に付帯する当然の権利となつていたことを示すものであり、一二世紀前期のスコットランドにおいても事情は同様であつたといわれる。その後ヘンリー二世も領主裁判権とともに (with sac and soc and infangthef) 大市の開催を認可しており、爾来、通常、特許状の中に、とくに裁判権の明示がなされていないが、当然その特権が授与されているものと考えられるようになった。<sup>(13)</sup>

註 (1) C. Gross ed. *Select Cases concerning the Law Merchant*, 1908, p. xiii.

(2) イギリスにおいても史料は決して豊かではない。しかしそれでも大市裁判所に関する中世文書が何ら現存していない大陸に較べると恵れているといわねばならぬ。

(3) H. Potter, *An Historical Introduction to English Law and its Institutions*, 3rd ed. 1948, p. 183.

(4) パイバウダー裁判所と領主裁判所との關係を图示すると次のごとくである。

パイバウダー(泥足)裁判所について(荒井)





(borough courts) が必要に依じてパイパウダー法廷に切替える場合であり、他は通常の都市裁判所とは別個の一つの独立した裁判所として開廷される場合である。<sup>(1)</sup> 前者においては例えば旅商人や他所者 (extraneus) に関係した訴訟が提起されると、一般の都市裁判所が臨時に特別法廷としてのパイパウダー法廷に切替えられるわけである。これに反し後者においては週市および大市の開催期間だけ通常の都市法廷とは別個に開廷されるわけで、したがってそこには独自のパイパウダー法廷記録がみられる。

特権都市で週市および大市が開催される場合には、市長またはベイリッフが裁判長となり、都市自治権の与えられておらない荘園においてそれらが開催されている場合はステュワードが裁判長となつて開廷される。<sup>(2)</sup> 裁判長は通常一人もしくは数人の廷吏ないしベイリッフの援助をうける。エドワード一世治下のセント・アイヴズでは大市の役人はステュワード、ワードウン各一名、ベイリッフ数名よりなつていた。<sup>(3)</sup> このほか、実際の審理に当つては、その市に<sup>1</sup> 参集している商人の援助が大であつて、彼らの評決が重要な役割を果すことは後に述べる通りである。また、とくに外国商人に関する審理にあつては、外国人が陪審員の半数を構成している陪審によつて評決が下された<sup>(4)</sup> という。また一四世紀にブリストルで行われていた市場慣習法に関する論説によれば、どの商事法廷 (curia mercatoria) も書記、印章、訴訟記録簿を具えていたといわれる。さらにパン・ビール公定価格の違反者に課される体刑のため処刑要具 (judicialia) として、<sup>6</sup> ちんちん台や囚人運搬車も用意されていたことであろう。

パイパウダー裁判所は告訴があれば午前八時或は九時から日没まで終日開廷されることもあり、また時には午前と午後とに一回開廷されることもあつた。この裁判所が取扱つた訴訟は動産に関する多種多様のものであるが原則的には次のようであつた。すなわち「その町や村の居住者間に起つた訴訟も裁判されたが、この法廷は特に外来者

パイパウダー(泥足)裁判所について(荒井)

一〇

(strangers, extraneous) や旅商人が訴訟関係人になつてゐる事件を審理した。その裁判権の範囲は金銭債務、契約、および不法侵害(その中にはパン・ビール公定価格の違反を含む)に関する訴訟を包含<sup>(8)</sup>してあり、対象となる事件の内容が金銭的にみて多額であると少額であるとは問うところではなかつた。しかし実状は大市区域外で起つた事件や、以前の大手で起つた事件に関するところからまで拡大する傾向があつた。ところが一四七七年の法律(17 Edward IV. c. 2)は、同裁判所の管轄範囲を制限して、大手の区域内で、しかもその大手の期間中に起つた事件に限つて審理しうることとし、原告またはその弁護人は法廷において「請求趣旨申立書(Declaration)」に示されている契約または証書は、原告が訴訟を提起した大手内において、その大手の期間中に締結されたものは作製されたものである」旨を宣誓しなければならないとした。しかし判決は後に開かれる大手または週市まで延期することが許されてゐた。

パイパウダー裁判所は以上のような裁判のほか、商品の販売方法、商人の使用する度量衡器の取締、前記のパン・ビール公定価格の維持などの商業統制も行つた。また大手の支配者は開催期間中、治安の維持に関して責任を負つてゐた。大手にはその土地の者のみならず他所者—大きな市では外国人も—が多数来集し、それに伴つて家畜や貴金属製品を含む多量の商品が持込まれたので、大手開催者にとつては治安の維持は、かなりの経費を要する重要な問題であつた。当局者が夜警を置いたり、一三二八年のノーサンプトンの法律、statute of Northampton が武装して市場に馬を乗入れることを禁じてゐるのもそのためであつて、大手の支配者は市場税を取得するかわりに、かなりの出費をなして市場商人と商品の保護にあたつたのである。

さて、ここでパイパウダー裁判所の二つの特色—市場商人の裁判権、および迅速裁判—を指摘しておきたい。

## I 市場商人の裁判権

大市にはイギリス国内の諸都市から商人が訪れたばかりでなく大きな市ではネザールランドやフランスなど大陸の商人も訪れた。例えば「四大大市」の一つであったセント・アイヴズの大市には一三・四世紀には Cologne, Douai, Ypres, Ghent, Ruen, Bruges, St. Omer, Caen, Dinant, Louvain, Malmes から商人が訪れつゝ<sup>(9)</sup>。中世の商人達は商品を携えて、国内の異つた場所で異つた時期に開催される市を追つて旅を続けた。したがつて市場で彼ら商人達の間におこる紛争には何よりも先づ迅速な解決が要求されたのも当然のことである。商人達のこの要請に対して当時の国王の裁判所や地方の商事裁判所(すなわちパイバウダー裁判所、都市裁判所およびステーブル裁判所)の当局者は果して十分に応ええたであろうか。後に述べるように勿論否である。この要請に応ええたのは商人自身のほかになかつた。どこのパイバウダー裁判所においても商人の評決が決定的な重要性をもつた所以もそこにある。

さて商事慣習法はメイトランドの巧な表現をかれは「中世の国際私法」<sup>(10)</sup> (private international law of the middle ages) として中世の商業生活を律していた。イギリスにおいては「商慣習法」'lex mercatoria' はエドワード一世の時代(ほぼ一二世紀後期)にはある点では既にコモン・ローとは別個の法体系として承認されていた。そして限られた範囲内でこの商慣習法を宣告したのは商人自身であつた。例えばエドワード二世の時代にセント・アイヴズの大市の法廷で二人の商人の間に紛争が起つて、事件はコモン・ロー裁判所である王座裁判所(King's Bench)に持込まれた。そのとき二人の商人がロンドン、リンカーン、ウィンチェスターおよびノーサンプトンの四都市から召集されて'lex mercatoria'の疑点に関して証言を求められて<sup>(11)</sup>いる。つぎにセント・アイヴズのパイバウダー裁判所記録の中から、市を訪れた商人が出庭して審理・裁決したことを示す例を幾つかあげてみよう。

パイバウダー(泥足)裁判所について(荒井)

パイバウター(泥足)裁判所について(荒井)

一一

一二七五年の記録 *of the Court of the Fair on Wednesday before the feast of St. Dunstan in the eighth year of Abbot William* と頭書されている個所で、粗布を販売していた商人達が不正な物差 (a false ell) を使つて売捌いていたのを発見され法廷で裁判にかけることになつたので、明日は何処から来ている商人であろうとセント・アイヴズの大都市に集まつている商人はすべて出廷せしめてこれの裁判にあたらせるとある。<sup>(12)</sup>

また一三一一年四月二〇日の同裁判所記録にも「この大都市を訪れた商人は、この土地の者 (natives) であると他所者 (foreigners) であるとを問わず、すべて商事慣習法によつて裁判権を有しており、彼らはこの目的のために召集されて意見を聞かれた」とある。<sup>(13)</sup>

一二八七年五月一日の記録には五マルクの馬の売買にあつたのに縞織毛織物 (a cloth of ray) をもつきて馬小屋から件の馬を引出していつてしまつた。そこで売手の提訴に基いて早速裁判が開かれたが、ここで商人と隣人が原告に有利な判定を下し、被告は不法侵害と詐欺のかどで四シリングの罰金が課されている。<sup>(14)</sup>

また一二九一年五月一〇日の記録には、売手と買手との間で手付金 (God's penny) の授受が行われて馬の売買契約が成立したのに買手はこの契約を十分に履行しなかつた。売手は買手を告訴し、「ジョン (買手) は法に照らして果してウィリアム (売手) の訴訟と請求権を排除しうるや否やに關して商人の裁判と裁定 (the judgment and award of the merchants) を乞うた」。ところが当日は出席者少数の故に判決は翌日に行われ、商人の裁定にしたがつて原告ウィリアムは損害賠償をうけ、被告ジョンは二シリングの罰金を申し渡された<sup>(15)</sup>とある。

## II 迅速裁判

大陸の同じ種類の裁判所と同様にパイパウダー裁判所は、他所者・旅商人・海員が訴訟の当事者である場合には特別な審理を行つた。そのことが迅速で、簡略で、略式の裁判 (a swift, summary, and informal procedure) に導くに至つたのである。これはパイパウダー裁判所の最も著しい、そして最も古い特色である。<sup>(16)</sup> 法廷は常時開かれてゐることも特色で、時には午前一回、午後一回開かれることがあつた。そして既に一二世紀にはイングランドおよびスコットランドの一部の地方の慣習は、旅商人に関する訴訟は二四時間以内に解決すべきことを要求している。この要求はその後もしばしば繰返しなされている。パイパウダー裁判所では訴訟は召喚状や告訴状なしに始められ、形式的手続は大いに簡略化された。指示された時間に裁判所に出廷できない場合の申し立ては殆ど受諾しなかつた。また召喚状に対する返答は即日行うように期待され、時には一時間以内になすよう要望されることもあつた。抗弁は時間ごとく或は日ごとくなされた。もしも被告が召喚された時間に出頭しなかつたならば、被告の商品は直ちに差押えられ、時には評価されて直ちに売却された。しかし普通は一ケ年と一日保管された後に処分された。さような場合にも正式の召喚状や差押令状は必要としない。<sup>(18)</sup> 次に迅速裁判に関する若干の史実をあげてみよう。

一二四〇年頃ブリistolでは「市民が相互に、市民が他所者を、他所者が市民を、他所者相互に、こと金銭債務に関しては金額の大小にかかわらず、都市の慣習によつて令状なしに日々訴訟事実を申し立てることができる」こととなつており。また一二七〇年頃のある記録では「市民と商人との間に訴訟が起つた場合は一昼夜のうちに解決すべきこと」<sup>(20)</sup>を規定しているところもあつた。

だがパイパウダー裁判所の迅速裁判の実際を示す最も適切な例はコルチェスターのパイパウダー裁判所の記録にみとめられる。

パイパウダー (泥足) 裁判所について (荒井)

パイパウダー(泥足)裁判所について(荒井)

一四

Preas in the Lord King's Court of Piepowder of the Town of Colchester held there in the Moothall of the said Town before William Saxe and John Sayer, Bailiffs of that Town, on Friday after the Feast of the Invention of the Holy Cross in the Thirty-Sixth Year of the Reign of King Henry the Sixth at the Eighth Hour before Noon on the said Day, according to the Custom of the said Town used from Time immemorial and by reason of the Market held anywhere in the said Town daily (A. D. 1458)

と頭書された一四五八年五月五日の記録<sup>(21)</sup>には次のようなことが書かれている。

原告トマス・スミスは午前八時にコルチェスターのベイリッフ達の下に開かれるパイパウダー裁判所へ、被告 Bondelin のクリスチャンを債務不履行の廉で提訴した。被告は九時に出廷しよう召喚状が出されていたが出頭しなかつた。一〇時に再び開廷、スミスが同様の訴えをした。被告はまたも欠席した。裁判所の権限に基いて廷吏が被告の動産一切 (goods and chattels) を差押えるよう命ぜられ、被告の毛織物二三反が差押えられた。そして同市の慣習にしたがつて欠席裁判に附されることになつた。午前一一時および午後一時にも同じような欠席裁判がなされた記録がある。原告スミスの主張によれば、三月二二日クリスチャンに対し毛織物一六反を売り、この代金五〇ポンド一三シリング四ペンスと貸金九ポンド一七シリング六ペンス、合計六〇ポンド一〇シリング一〇ペンスの債権を有し、クリスチャンは四月二三日に返済する約束になつていた。ところがクリスチャンはしばしば請求をうけたに拘らず返済しておらない。このためスミスは更に一〇ポンドの損害をうけたという。そこで裁判所はスミスの債権を回収せしめるとともにクリスチャンの不法占有によつて生じた損害の賠償をうけさせる旨の裁定を行つ

た。そして同市の慣習により二人の法定評価人が指定され、差押えた二三反の毛織物の評価を行い、四時の法廷に報告することになった。二人は誠実に評価を行う旨を宣誓した。午後四時、法定評価人はそれを六一ポンド四シリングと評価した。そして差押物件は直ちにスミスに引渡されてこの裁判は終つてゐる。

註 (1) Gross, op. cit., pp. xx-xxi.

(2) Gross, op. cit., p. xxiii.

(3) Gross, op. cit., p. xxvii.

(4) Gross, 'The Court of Peppowder' in *Q. J. Eco.* vol. xx, p. 243.

(5) F. B. Bickley ed, *The Little Red Book of Bristol*, 1900 頁 42 及び 43 頁。

(6) Gross, op. cit., pp. xxiii, xxiv.

(7) 例えばプリストルでは、パイプウスター裁判所はオールド・マーケットと呼ばれた通りで、スチュワードとベイリッソンの主宰の下に年々開かれ、そこではプリストル市内で起つた債務、引受訴訟、不法侵害、横領物回復訴訟、捺印証書契約訴訟、その他民事訴訟が審理された。(A. T. Carter, 'The Early History of the Law Merchant in England', in *L. Q. R.* vol. 17 p. 237 n. 3) したがってプリストルは土地に関する以外の凡ゆる民事事件が裁判されたわけである。

(8) Gross, op. cit., pp. xxiii-xxiv.

(9) Lipson, op. cit., p. 250 n.

(10) F. W. Maitland ed., *Select Pleas in Manorial and other Seigniorial Courts*, 1889, p. 133.

(11) Maitland ed., op. cit., p. 132; F. Pollock and F. W. Maitland, *History of English Law*, vol. 1, p. 467.

(12) Maitland ed., *Select Pleas*, p. 153.

(13) Gross, op. cit., p. 90.

(14) Gross, op. cit., p. 25.

(15) Gross, op. cit., p. 39.

(16) Sanborn, op. cit., p. 338.

パイプウスター(泥足)裁判所について(荒井)

パイパウダー（泥足）裁判所について（荒井）

一六

- (17) Gross op. cit., p. xxxv.
- (18) Gross, op. cit., p. xxvii; Holdsworth, op. cit., pp. 106-7; Sanborn, op. cit., pp. 338-9.
- (19) Mary Bateson, Borough Customs, 1906, vol. I, pp. 183-4.
- (20) この箇所は原文では 'Si placitum ..... terminari debet infra tertiam refluxionem maris' 英訳 If a plea, ..... it ought to be ended before the third tide.' (Bateson, op. cit., p. 184.) となっている。
- (21) Gross, op. cit., pp. 122-5.

#### 四

パイパウダー裁判所の機能が最も活潑であつたのはヘンリー三世とエドワード一世の時代、つまり一三世紀の頃であつて、この時期にはまた国王の大市および週市開設の特許状が最も多く発行された大市の全盛時代でもあつた。ところが一四世紀中葉以降になると、少数の特定都市に羊毛・毛皮など原料品の輸出市場が擡頭してきたことも影響してか大規模の大市の重要性は衰え始める。もつとも一五世紀を通じて特権都市や荘園に設けられた大市が依然として殷盛を続けたことを示す豊富な史料も残っている。かような事情を反映して一四、五世紀には大市の裁判所に関する史料も「範囲は広がるが、豊富になつていなく」といわれる。<sup>(1)</sup>

さて、直接パイパウダー裁判所に関連した法律といえば、17 Edward IV, C2 および、それを恒久的にした 1 Richard III, C6 の二つであるが、これらの法律は既に述べたように、何れの定期市にもパイパウダー裁判所 (court de peepowdre) が附設しうることを規定すると共に、この法廷が裁判権を濫用して市の外で起つた事件まで



も取扱おうとするのを防止するため若干の規定を設けた。というのは一四四八年の法律が示す如く、パイパウダー裁判所が管理者の金儲けの機関と化していたからである。しかしこのような越権行為を取締ることは極めて困難であつた。何となればある特定の地域にある種々の法廷の権限は、同一人の手中に握られている場合が普通であつたからである。<sup>(2)</sup>したがつて一七世紀初期の文学作品であるベン・ジョンソンの喜劇「バーソロミュー・フェア」の中に治安判事アダム・オーヴァドゥー(適度不知氏)についての陽気な記述が出てきても、当時の裁判所の傾向から察して少しも不思議ではない。

エリザベス一世の時代にも大市は各地で開かれていた。しかしリプスンもいうように「一五・六世紀の間にイギリスの大市の相対的重要性はたしかに減退した。<sup>(3)</sup>」さらに一八世紀には富の増大による永続的かつ常時の商品需要と、主として道路の改良による交通手段の発展がそれを衰退へと導き、それに伴つて古い裁判所の寿命も縮められるに至つたのである。パイパウダー裁判所の機能が減退していたことは、裁判記録の乏しいことにも現われており、Blackstone の時代には「もう幾らか忘れ去られている」といひ、彼と同時代の Barrington も「われわれは今日ではこれらの裁判所のことを殆ど耳にしない<sup>(4)</sup>」と述べている。けれども領主裁判所(court leet)その他の古い裁判所の場合と同じようにパイパウダー裁判所は、一九世紀もずつと後年に至るまで死斗を続け、細々ながら命脈を保つていた。例えばサフォークの Eye には一七三二—一八一三年の期間にわたつてパイパウダー裁判所記録が残つている。しかしこの長期間のうち一七三七年に僅か二四シリングの“a black gelding with one eye”の売買をめぐる事件がただ一件だけ記入されているに過ぎず、他の年はすべて“The court of piepowder there holden in the time of the fair, on—before (two names) bailiffs of the town and borough of Eye in the

ハイパウダー(泥足)裁判所について(荒井)

一八

county of Suffolk, lord of the said fair.'と頭書されているのみであった。またかのパーソロミュー大市では一八五四年まで、ずっと開廷されていたが裁判記録は一つも見当らない。ハイパウダー裁判所のこのような傾向に終末をもたらしたのは一八八八年の County Court Act であつて、この法律はそれまで大市の開催権を握つてきた当局者に、彼らがそれまで保有してきた裁判権を国王に返上せしめた。この法律によつて殆どすべての大市裁判所は消滅するに至つたのである。<sup>(9)</sup>

註(1) Gross, op. cit., p. xvii.

(2) Addison, op. cit., p. 13.

(3) Lipson, op. cit., vol. 1, p. 263.

(4) Gross, op. cit., p. xix.

(5) Gross, op. cit., p. xix n.

(9) Addison, op. cit., p. 13. しかし名実ともたすつかり消滅してしまつたのではなく、例えば Henel Hempstead では名目上、一八九八年まで残つていたという Gross, op. cit., p. 19.